

「受益証券等の直接募集等に関する規則」の  
一部改正案等に対する意見募集の結果について平成 25 年 12 月 19 日  
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見の状況) 法人 1 社 1 件

No	ご意見等	当協会の考え方
受益証券等の直接募集等に関する規則 第6条の3		
1	「正会員は、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合には、当該正会員の業態、規模、顧客分布及び顧客属性並びに社会情勢その他の条件を勘案し、高齢顧客の定義、販売対象となる投資信託、説明方法、受注方法等に関する社内規則を定め、適正な投資勧誘に努めなければならないこととする。」とあるが、該当する販売を行わない正会員は、当然、社内規程に定めるとされている項目を定める必要がない旨、確認したい。	本規則は、受益証券等の直接募集等を行う正会員が、高齢顧客に投資信託の勧誘による販売を行う場合について、定めておりますので、該当する販売を行わない場合まで規定しているものではありません。

\*その他ご指摘頂いた箇所について、適宜、字句修正を行っております。貴重なご意見をいただきありがとうございました。